

学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学と一般財団法人帯広市
文化スポーツ振興財団との相互連携に関する協定書

学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学（以下「甲」という。）と
一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団（以下「乙」という。）は、
相互の連携に関し、次のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互の連携のもとに、文化、福祉、スポーツ
を通じた社会貢献や振興に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) スポーツの振興、健康づくりの振興に関すること
- (2) 地域文化・福祉の向上に関すること
- (3) 学生の課外活動支援に関すること
- (4) 施設の相互利用に関すること
- (5) その他、両者が合意する連携事業

（実施方法）

第3条 前条に定める連携事項の具体的実施は、その都度甲乙で協議の上実施
するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、平成25年9月12日から発効し、有効期間は3年間とする。
ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに甲乙のいずれからも申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するもの
とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各
自1通を保有する。

平成25年9月12日

学校法人帯広大谷学園
帯広大谷短期大学

一般財団法人
帯広市文化スポーツ振興財団

学長 中川直三郎

理事長 全澤耿